

第 1 県土の現況

【県土の特徴】

1 自然的特徴

(1) 位置及び面積

埼玉県は、40市22町1村からなる関東の中西部に位置する内陸県で、東京都をはじめとする1都6県に隣接し、全域が都心から約100kmの圏域に含まれる。また、県土の広さは、三郷市から秩父市に至る約108km、新座市から上里町に至る約70km、面積は約3,798km²で国土の約1%に当たり、全国で39番目の広さである(図表1-1)。

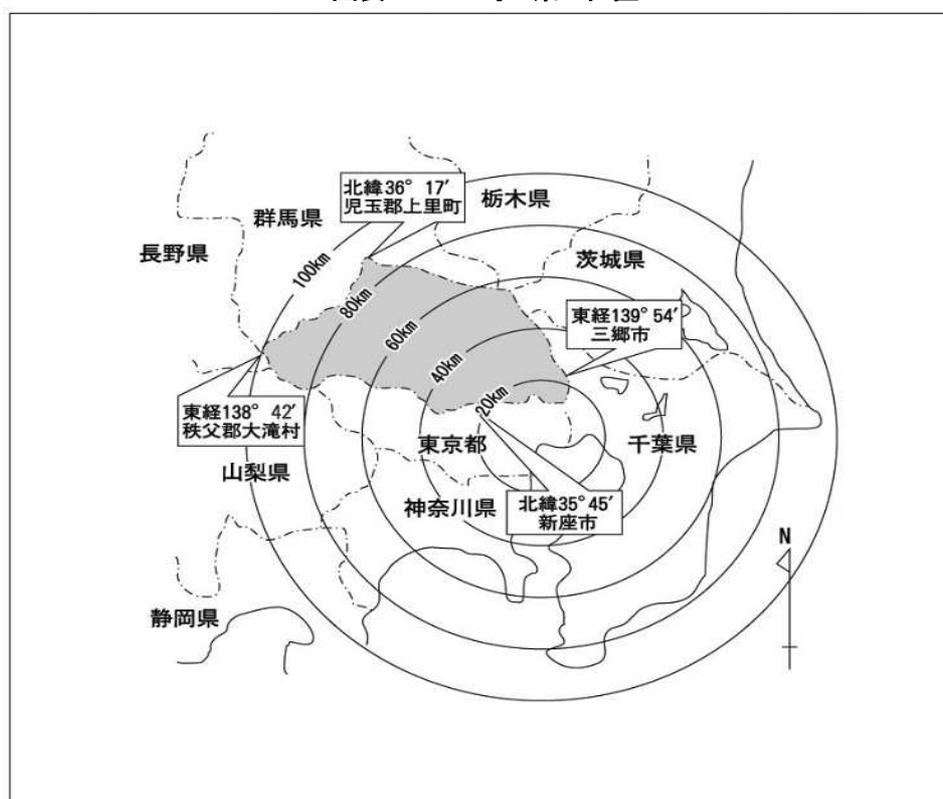
【参考】資料1-1 市町村別人口・面積

埼玉県統計年鑑(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0206/a310>)

全国都道府県市町村別面積調

(<https://www.gsi.go.jp/KOKUJYOHO/MENCHO-title.htm>)

図表 1-1 埼玉県の位置



(2) 地 勢

地勢は、西部の山地、中央部の丘陵と台地、東部の低地に大別される。

西部地域は、秩父中・古生層、第三紀層、長瀬系結晶片岩等からなる山地であり、ほぼ中央に第三紀層の丘陵と台地からなる秩父盆地がある。本県の最高峰である三宝山（2,483m、長野県境）をはじめ2,000m級の山々が連なり、甲武信ヶ岳（2,475m、山梨・長野県境）に始まる荒川は、大洞川、中津川等を集め、秩父山地を侵食し、深い溪谷を造って秩父盆地に至り、さらに赤平川等を合わせて大里地方へと流下している。

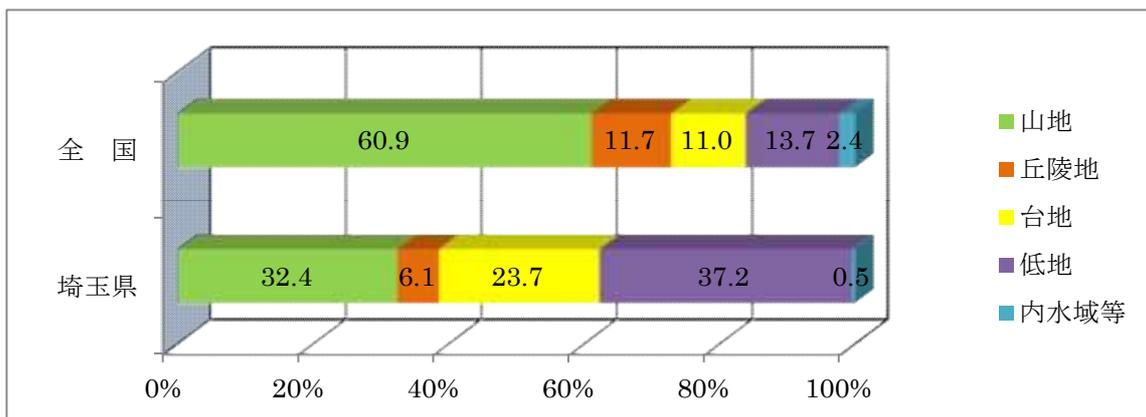
中央部地域は、秩父山麓に走る古い断層の「八王子構造線」を西の境、神流川及び利根川を北の境として、松久、比企、加治、狭山等の丘陵、それに続いて北武蔵、入間、武蔵野等の台地が広がっている。これらの台地は、古い火山灰が堆積した関東ローム層で覆われており、その中を小山川、荒川、都幾川、越辺川、高麗川、入間川等が流れている。

東部地域は、中央部地域に続く大宮台地等もあるが、海拔20m以下の沖積低地、海拔0mに近い荒川低地、中川低地が一面に広がり、その中を中川、大落古利根川、元荒川、綾瀬川、芝川等が流れている。

本県を地形区分別にみると、山地及び丘陵地の占める割合は小さく、全国における割合の約半分、逆に、台地及び低地の占める割合は大きい。

地形区分は、地理的に見るか地質的に見るかによっても若干の相違があるようであるが、おおよそ台地及び低地の計を平地として算出してみると、本県の平地の面積は約2,300km²で、全国で11番目の広さであり、県土に占める平地の割合は約61%で千葉県と並んでおり、茨城県の約64%に次ぐ全国で2番目に高い割合である（図表1-3）。

図表1-3 地形別面積割合



【参考】資料1-2 県土の地形区分別面積

日本の主な山岳標高—日本の山岳標高一覧（1003山）—（国土地理院）

<https://www.gsi.go.jp/kihonjohochousa/kihonjohochousa41139.html>

都道府県、地形、傾斜度別面積（第六十五回日本統計年鑑 平成28年 総務省統計局）

<http://www.stat.go.jp/data/nenkan/65nenkan/01.html>

(3) 気 候

本県の気候は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥の内陸性の太平洋側気候である。熊谷における年平均気温は約15.4℃、年間降水量は約1,305.8mmとなっている（令和3年）。

年間を通じて、台風や豪雪による気象災害は比較的少ないが、春先の急激な冷え込みによる霜や、春から初夏にかけての降ひょうにより、農作物等に被害を及ぼすこともある。夏期は、高温多湿であり、近年では、地球温暖化による気候変動の影響により、局地的な集中豪雨の発生や、大型台風の通過による被害が起きている。冬期は、雨や雪の日はあまりなく、北西からの強い季節風“からっ風”の吹く乾燥した晴天が多くなる。

【参考】 気象庁 過去の気象データ

https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/annually_s.php?prec_no=43&block_no=47626&year=&month=&day=&view=p1

埼玉県気候の特徴(熊谷地方気象台)

<http://www.jma-net.go.jp/kumagaya/shosai/chishiki/tokutyuu.html>

(4) 動植物等

本県は、原生林を残す奥秩父の山々や武蔵野の雑木林、低湿地に広がる水田など、変化に富んだ地形と豊かな自然に恵まれ、多様な野生動植物が生息・生育している。

自然植生（人手が加わらない自然本来の植生）については、標高によって変化し、低地から台地、丘陵地、低山帯下部までのほとんどは暖温帯林（照葉樹林帯）にあたる。その上部の標高800mまでの低山帯は中間温帯林（暖帯落葉樹林帯）であり、800～1,600mまでの山地帯は冷温帯林（温帯落葉樹林帯）に、1,600m以上の亜高山帯は亜寒帯林（常緑針葉樹林帯）に区分される。

暖温帯林のうち、低地部の多くが、農地や市街地・宅地として利用されているが、大河川の河川敷を中心として、湿地状態や礫河原として保全されているところもあり、希少植物の生育地として貴重な存在である。台地・丘陵地には、コナラ・クヌギ等の雑木林が、低山帯にはコナラ等の雑木林とスギ・ヒノキの人工林が広がり、シラカシ・ウラジロガシ・スダジイ等本来の照葉樹林は限られた社寺林等にわずかに残るだけである。

中間温帯林には、モミ・ツガ・クリ・イヌシデ等が、冷温帯林にはブナ・イヌブナ・ミズナラ等が分布するが、多くは炭焼き等のために伐採された後の二次林である。標高1,000m程度まではスギ・ヒノキの人工林も非常に多く、人手がほとんど加わっていない自然林は奥地のわずかな地域に限られる。

亜寒帯林では、コメツガ・シラビソ・オオシラビソ等が原生状態で比較的多く残されているが、カラマツの人工林に変わった場所も多い。

県内生育の在来植物は約5,568種とされ、うち維管束植物は2,300種となってい

る。県内在来動物は約12,400種とされ多くは昆虫類等の無脊椎動物である。

近年の急激な都市化の進展によって生じる様々な自然環境の変化が、野生動植物に大きな影響を及ぼしており、県のレッドデータブックでは、植物1,031種、動物842種を絶滅のおそれがある種としている。

ニホンジカやイノシシ等一部の野生動物の個体数が増加し、生息地域の森林生態系に被害が生じていることや、ブラックバスやアライグマ等外来生物が増加していることによる生態系への悪影響も懸念されている。

県内の生物多様性の保全と回復を目指し、野生動植物とそれらを育むこの豊かな自然環境が将来にわたって受け継がれるよう、自然と共生する県土づくりが求められる。

県のシンボルとして、昭和40年にシラコバトが「県民の鳥」に、昭和41年にケヤキが「県の木」に、昭和46年にサクラソウが「県の花」に指定され、続いて平成3年にはミドリシジミが「県の蝶」、ムサシトミヨが「県の魚」に指定されている。

また、「越ヶ谷のシラコバト」（地域を定めず）、「宝蔵寺沼ムジナモ自生地」（羽生市）、「田島ヶ原サクラソウ自生地」（さいたま市）、「元荒川ムサシトミヨ自生地」（熊谷市）や「大山沢のシオジ林」（秩父市）など、国や県の天然記念物として保護されているものもある。

さらに、秩父地域は日本地質学の発祥地といわれ、地質学上非常に名高いところであり、ジオパークの取組も進められている。荒川河川敷に広がる岩畳（長瀬町）などは特に有名である。本県の鉱物資源としては、セメント等の原材料として石灰岩が、他に硬質砂岩や山砂利等も採掘されている。

【参考】資料1－3天然記念物

埼玉県ホームページ 埼玉県内の国・県指定等文化財

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2216/bunkazai-kensu.html>

(5) 自然災害

ア 洪水氾濫

本県の河川はいずれも利根川水系又は荒川水系に属しており、山地や台地・丘陵地、低平地など県内各地の地形に応じて洪水が発生し、河川からの氾濫や河川に流れ込む前の内水浸水により、県内全域において被害が発生している。

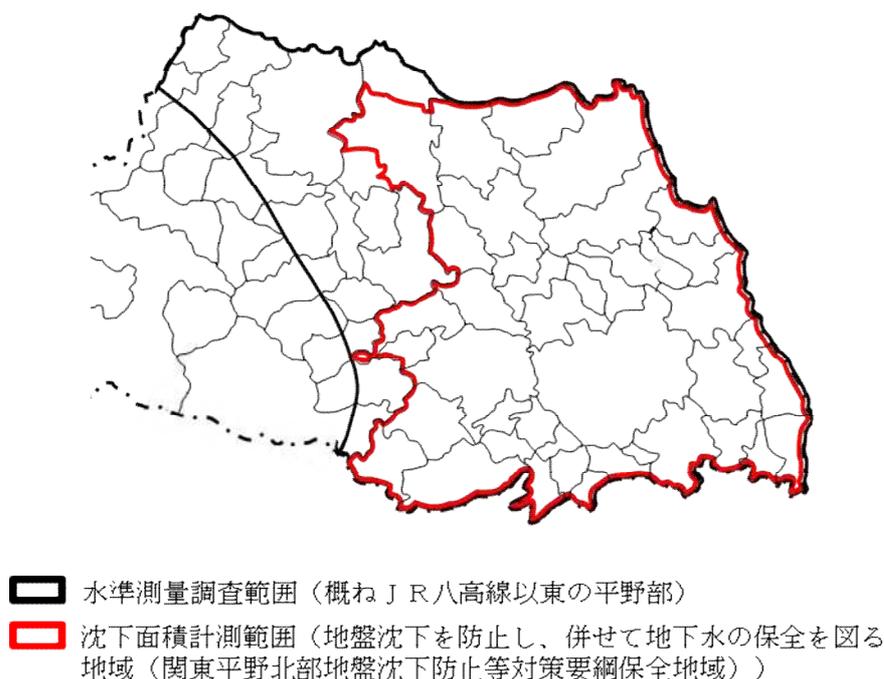
これまでの治水対策の効果として、過去の同規模の洪水時よりも被害が小さくなる傾向はあるものの、気候変動の影響により豪雨の発生頻度が高まっているほか、浸水が想定される区域への人口・密度の増加傾向がみられ、令和元年東日本台風の際など近年も多くの浸水被害が発生している。

イ 地盤沈下

地盤沈下は、広い範囲にわたり地盤が沈んでいく現象で、地下水の過剰な汲み上げが主な原因である。本県では、地下水の採取規制及び地下水から表流水への水源転換等の対策により、地盤沈下が沈静化しつつあり、平成26年度以降の水準測量調査の結果では、年間2cm以上の沈下は確認されていない(図表1-4)。

しかし、一部の地域では依然として地盤沈下が観測されているほか、近年の渇水時には沈下面積の拡大が観測されているため、引き続き注意が必要である。

図表1-4 地盤沈下調査地域区分図



ウ 液状化

地下水を含んだ砂質地盤は、地震発生に伴い液状化が起こり、建造物が倒壊するなど、大きな被害を受ける恐れがある。

本県の中川・荒川流域及び利根川中流域では、関東大震災(1923年・大正12年)、西埼玉地震(1931年・昭和6年)及び東日本大震災(2011年・平成23年)などが

発生した際には、様々な地域において液状化が発生した。また、埼玉県地震被害想定調査（平成24・25年度）における液状化可能性分布図でも同様の傾向がうかがえる。

【参考】埼玉県地震被害想定調査被害分布図

(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/higaisoutei/index.html>)

エ 土砂災害

本県では、地震や降雨などによる土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域として5,225区域指定している。県内の土砂災害警戒区域は、西部の山地、丘陵地に多く分布しているほか、大宮台地の周縁部の斜面など南部、東部の都市部にも点在している。

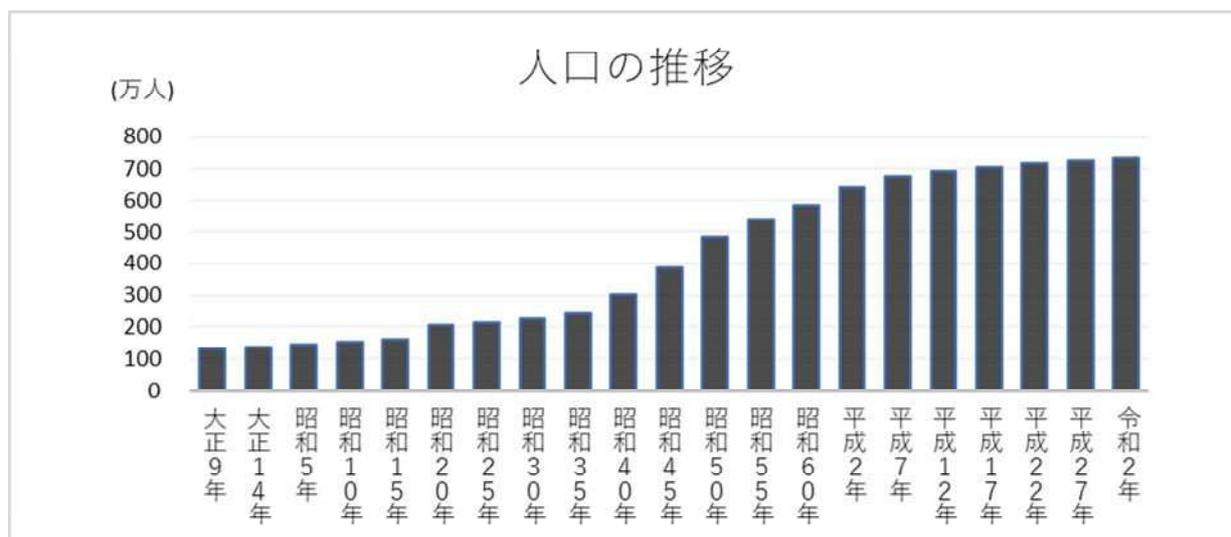
本県ではカスリーン台風以降、土砂災害による人的被害は発生していないが、近年でも土砂災害は発生しており、県民生活への影響や財産等への被害が生じている。特に、令和元年東日本台風では、県西部の山地だけでなく、県南部の斜面など県内の広い地域で土砂災害が発生している。

2 人口動向及び交通

(1) 人口動向等

本県の人口は、昭和30年代後半から急増し、昭和35年の243万人が昭和45年には387万人となり、昭和52年2月には500万人を超えるという異常ともいえる上昇カーブを示した。ほぼ10年後の昭和62年5月には600万人を超え、その後は上昇率が鈍化したが、なお増加傾向にあり、平成14年8月1日現在の推計人口ではついに700万人を超えた（図表1-5）。

図表1-5 埼玉県の人口の推移



資料：令和2年国勢調査速報結果（統計課）

注）令和2年の人口は速報値

令和4年4月1日現在の推計人口は約733.1万人であり、世帯数は約321.3万世帯（一世帯あたり約2.3人）である。

市町村別の推計人口をみると、人口50万人以上は、さいたま市、川口市の2市、30万人以上は、川越市、所沢市、越谷市の3市、20万人以上は、春日部市、上尾市、草加市の3市、10万人以上は、熊谷市、加須市、狭山市、鴻巣市、深谷市、戸田市、入間市、朝霞市、新座市、久喜市、富士見市、三郷市、ふじみ野市の13市である。また、40市で県人口の約93.4%を占め、1市当たりの平均人口は約171,225人、1町村当たりの平均人口は約2,967人である。

なお、本県の人口規模は東京、神奈川、大阪、愛知に次ぎ全国で第5位である。

【参考】資料1-1 市町村別人口・面積

資料1-4 県人口の推移

国勢調査 (<http://www.pref.saitama.lg.jp/kense/toke/kokuse/index.html>)

埼玉県推計人口 (<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0206/03suikei/908-20100112-1518.html>)

(2) 交通

本県の鉄道網は、JR東日本9路線、東武鉄道5路線、西武鉄道5路線、東京地下鉄1路線、秩父鉄道1路線、埼玉新都市交通1路線、埼玉高速鉄道1路線、つくばエクスプレス1路線により形成されている。

乗合バスの路線網は、東武バス、西武バス、国際興業等により形成されている。

本県における道路法上の道路延長（高速自動車国道を除く。）は、令和3年4月1日現在で見ると、実延長の合計は、47,190km（一般国道1.8%、県道5.2%、市町村道93.0%）であり、他県と比較すると、全国第5位（令和2年3月31日現在）の道路延長である。

高速道路については、東京から放射状に延びる関越自動車道、東北自動車道、常磐自動車道と東西方向の東京外環自動車道、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）によるネットワークが形成されている。

また、新大宮上尾道路（与野JCT（仮称）～上尾南出入口（仮称）区間）及び東埼玉道路（外環道～浦和野田線IC（仮称）区間）が事業化され、ネットワークの更なる充実が進められている。

【参考】資料1-5 道路法上の道路延長の推移

【土地利用の現状】

1 土地利用の動向

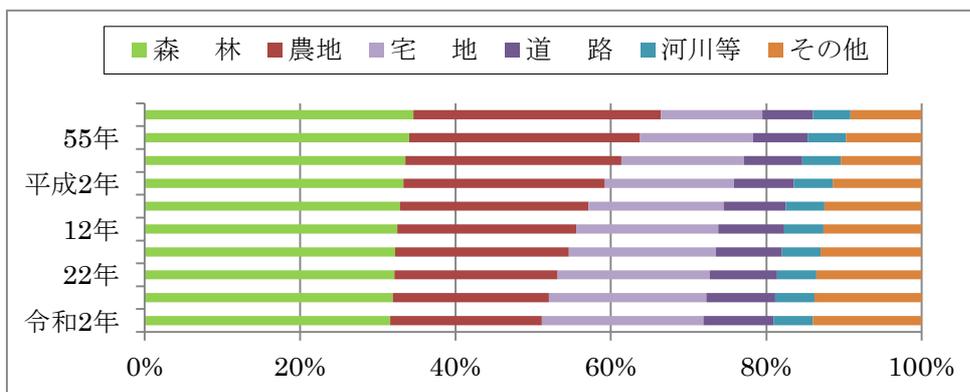
令和2年における県土の利用形態をみると、県土面積約3,798km²のうち、おおよそ、森林が32%、農地が20%、宅地が20%、道路が9%、水面・河川・水路が5%、その他が14%で、農林地の面積が、県土の51%を占めている。また、本県の可住地面積（令和2年10月1日現在）は、2601.6km²（県土の68.5%）で、全国の可住地面積比率（33.0%）の約2倍、大阪府（70.0%）に次ぐ高い比率となっている。（図表1-6）。

【参考】資料2-1 埼玉県国土利用計画における土地利用面積の推移

「統計でみる都道府県のすがた 2022」（総務省統計局）

<http://www.stat.go.jp/data/k-sugata/>

図表1-6 利用形態別土地利用の推移



単位:km²

	昭和50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年	令和2年	区分の説明
森林	1,312	1,291	1,273	1,264	1,246	1,234	1,223	1,219	1,212	1,199	国有林及び民有林の合計
農地	1,211	1,128	1,055	984	922	874	848	798	763	741	田・畑の合計
原野等	0	2	2	2	2	2	2	2	3	2	原野・採草放牧地の合計
宅地	496	553	588	631	660	694	719	744	768	790	住宅地・工業用地・その他宅地の合計
道路	245	265	276	291	302	321	321	328	335	342	一般道路・農道・林道の合計
河川等	185	187	188	190	189	191	190	191	192	191	水面・河川・水路の合計
その他	348	371	416	435	476	481	494	516	525	533	

資料: 土地利用現況把握調査(土地水政策課)

※区分は、国土利用計画の利用区分による。

※平成23年から地目区分を変更し、従来の「採草放牧地」、「原野」の区分を統合し、「原野等」とした。

※平成17年、平成22年、平成27年、令和元年・2年の森林面積は推計値

本県の土地利用を大まかに分けると、県の西部が森林、北部及び東部・中西部の一部が農用地、南部が宅地に区分される。市街地は、都心から放射状に延びた鉄道に沿って拡大している。

鉄道網、道路網の整備に伴う交通利便性、生活利便性の向上や経済社会諸活動の拡大により、森林及び農用地が減少し、宅地が増加している。

人口増加があまりにも激しかったことからそのひずみが現れており、都市の基盤整備が不十分のまま都市化されたところがおお多くあること、水田等の大規模転換により、遊水機能が低下していることなど、適正かつ計画的な土地利用を図る上で大きな問題を抱えている。特に、県土の約19%を占める市街化区域のうち、基盤整備等が必要な地域においては、土地区画整理事業等の面的整備事業や河川改修等を促進するなど、居住水準と安全性を高めることが必要となっている。

【参考】資料 1-6 県内市町村の土地利用規制状況①

2 利用形態別土地利用

(1) 農地

本県は、西部の山地を除き台地から低地にかけて農地が広がっており、耕地率は約19%である。

台地は、すべて黒ボク土壌群で普通畑・樹園地として利用されているものが多い。低地は、北部及び東部地域は利根川から、中部地域は荒川及びその支流から由来した沖積土で形成され、概ね褐色低地土又は灰色低地土の分布が多く、その他に細粒グライ土壌、黒泥土壌、泥炭土壌が分布しており、その土壌生産力は高い。

江戸時代に行われた見沼代用水、葛西用水、野火止用水等の開削や新田開発等から近代に至る用排水路の整備等による農地の拡大と、さらに大消費地である東京に隣接するという地理的特性等もあって、台地丘陵地域には畑作地帯、低地には水田地帯がそれぞれの地域の特色を生かしながら広がった。しかし、昭和30年代後半以降の急速な都市化の波は、従来の農業環境を大きく変貌させることとなり、住宅地、工業用地等への転用により農地は減少した。

さらに、食生活の変化、稲作技術の向上等により全国的に米の供給が過剰となったことから、麦、大豆、飼料作物、野菜等の生産を拡大すべく、昭和46年度からは本格的な水田利用の再編成が行われた。

このような状況の中で、農産物の供給基地として優良農地を確保し、積極的に整備を図ることや、農地が発揮する多面的機能の観点から、その計画的な保全を図ることが求められている。

ア 農地面積の推移

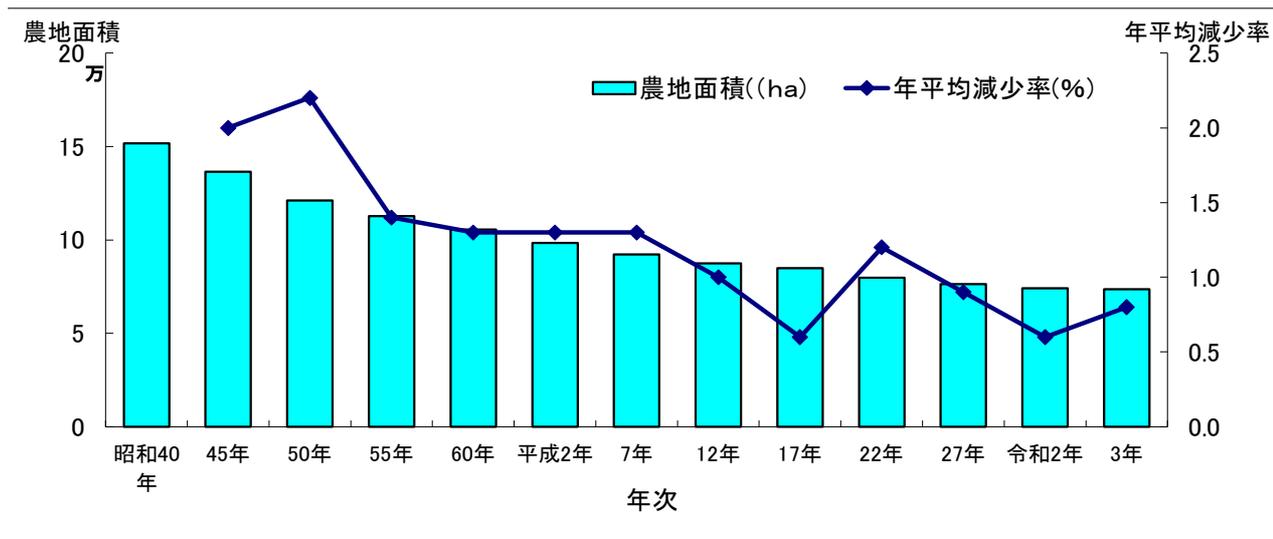
農林水産省の調査によると、農地面積は、昭和40年は151,600haであったが、その後年々減少を続け、特に昭和45年から50年にかけての減少率は年平均で2%

を超えるなど、大幅に減少した。

しかし、開発規制の強化や経済情勢の変化等に伴い、昭和50年以降は減少率が鈍化し、平成27年から令和2年にかけては年平均で0.6%、令和2年から令和3年にかけては0.8%となっている(図表1-7)。

【参考】資料1-7 農地面積の推移

図表1-7 農地面積及び農地面積の減少率の推移



年次	昭和40年	45年	50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年	令和2年	3年
農地面積(ha)	151,600	136,400	121,100	112,800	105,500	98,400	92,200	87,500	84,800	79,800	76,300	74,100	73,500
年平均減少率(%)		2.0	2.2	1.4	1.3	1.3	1.3	1.0	0.6	1.2	0.9	0.6	0.8

資料：耕地及び作付面積統計（農林水産省）

イ 農地転用状況

農地の権利移動・借賃等調査により令和元年の農地転用状況を見ると、農地転用面積は666haであり、前年に比べ49ha減少している。

用途別では、その他の業務用地（駐車場など）が46.9%を占め、次いで住宅用地が39.3%となっている（図表1-8、1-9）。

なお、市街化区域内の農地転用面積を見ると、令和元年は291haであり、前年に比べ136ha減少した。また、県全体の農地転用面積に対する割合は43.7%を占めている。

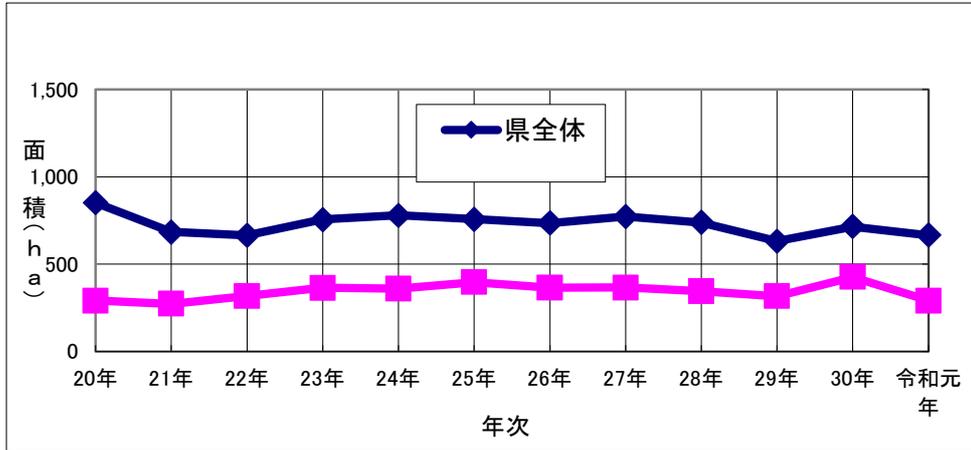
【参考】資料1-6 県内市町村の土地利用規制状況②

資料1-7 農地面積の推移

資料1-8 用途別農地転用状況

図表 1-8 農地転用面積の推移

図表 1-8 農地転用面積の推移

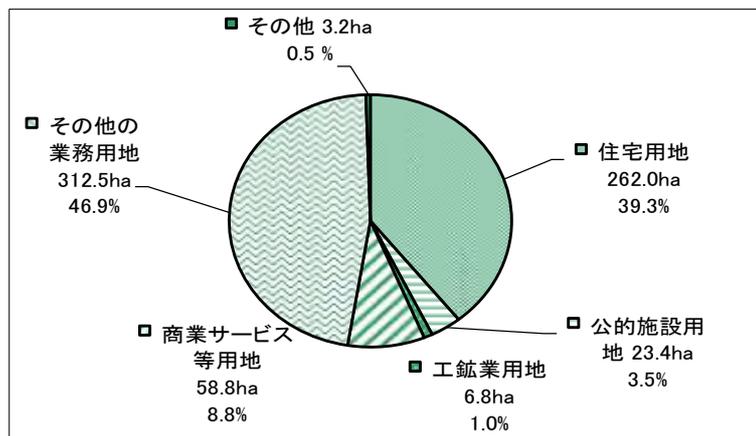


単位:ha

年次	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年
県全体	852	684	665	755	780	757	736	773	739	632	715	666
市街化区域	291	273	317	364	360	397	365	366	345	316	427	291

資料：農地の権利移動・借賃等調査（農林水産省）

図表 1-9 令和元年農地転用の用途別構成割合



用途	住宅用地	公的施設用地	工鉱業用地	商業サービス等用地	その他の業務用地	その他
面積	262.0	23.4	6.8	58.8	312.5	3.2
割合(%)	39.3	3.5	1.0	8.8	46.9	0.5

資料：農地の権利移動・借賃等調査（農林水産省）

ウ 採草放牧地

採草放牧地は、世界農林業センサス林業調査報告書（農山村地域調査報告書）の「森林以外の草生地（野草地）」の面積として把握していた。平成22年世界農林業センサスより「森林以外の草生地（野草地）」が調査項目から外れたため、平成23年から採草放牧地と原野を合わせた「原野等」の面積として把握している。

【参考】資料2-1 埼玉県国土利用計画における土地利用面積の推移

(2) 森 林

本県の森林面積は、119,869haで県土の約32%を占めている。所有形態別で見ると、国有林が約10%、民有林が約90%を占める。民有林の人工林率は約53%で、その多くが、木材として利用可能な時期を迎えた林分である。

また、本県の森林のほとんどは、スギ、ヒノキ等の針葉樹及びクヌギ、コナラ等の広葉樹が主体であるが、秩父市（旧大滝村）の奥山にはシラビソ等の亜寒帯系の森林、県南部の丘陵にはアラカシ等の暖帯系の森林も存在する。地味はおおむね肥沃であり、林木の成長に適しているため、スギ、ヒノキ等の植林が続けられてきた。特に、300年余の伝統を持つ飯能市を中心とした西川林業地域は、集約的施業による優良材の生産地として有名である。

森林は、木材等の林産物の供給、水源涵養、国土保全等の機能の発揮を通じて、県民生活と深く結びついてきた。近年では、国際的な温暖化対策の取組においても、二酸化炭素の吸収・貯蔵等の森林の機能が特に重視されている。

以上のことから、間伐等の森林整備を引き続き行い、皆伐・再造林や県産木材の利用拡大に取り組みを進め、森林を適正に維持管理することで、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させることが肝要である。

ア 森林面積の推移

昭和49年から昭和58年までの10年間では森林がゴルフ場の造成や宅地開発などへの転用により3.2%減少した。

その後は、ゴルフ場の造成等の大規模な転用は次第に減少し、住宅用地や工場用地等の事業用地への転用により森林が減少した。また、最近では、太陽光パネルの敷設用地等の転用件数も散見され依然として森林は減少傾向にある。

なお、平成20年から平成29年までの最近10年間の減少率はおよそ1.9%と、比較的緩やかな減少傾向で推移している。

【参考】資料3-8 森林面積の推移

イ 森林の転用状況

平成24年度から令和3年度の直近10年間で林地開発により森林が転用された面積は約234haで、主な転用は工場・事業場（太陽光発電施設含む）となっている。

また、同様に直近10年間で保安林の解除面積は約6haで、主に事業用地や道路

用地などへの転用に伴う解除で、解除された保安林の種類は多岐に渡っている。
なお、保安林は森林のもつ公益的機能を維持増進させるため、指定も行っており、直近10年間の保安林面積は約139haの増となっている。

- 【参考】 資料 3－9 林地開発許可状況
資料 3－10 保安林の種類別面積
資料 3－11 保安林種別保安林解除実績

(3) 原 野

原野面積については、世界農林業センサス調査報告書の「森林以外の草生地」から「採草放牧地」又は「国有林に係る部分」を除いた面積として把握していた。

平成23年以降は「森林以外の草生地」から「国有林に係る部分」を除いた面積を、採草放牧地と原野を合わせた「原野等」の面積として把握している。

(4) 水面・河川・水路

水面・河川・水路の面積は、令和3年現在で約191km²となっており、おおよそ、水面が7%、河川が79%、水路が14%を占める。

水面のうち大きいものは、滝沢ダム、浦山ダム、合角ダム、有間ダム、荒川調節池、権現堂調節池、山口貯水池（狭山湖）、二瀬ダム、玉淀ダムである。

河川は、利根川水系と荒川水系に分けられ、荒川水系が一級河川の総延長（右岸、左岸の合計）3,343kmのうち60%、流域面積の66%を占めている。浸水被害の軽減、解消のため、今後も積極的な河川改修が必要である（図表1－10）。

- 【参考】 資料 1－9 水資源開発施設
資料 1－10 一級河川数及び流域面積
資料 1－11 水系別一級河川延長
資料 1－12 水道の取水状況別供給量
資料 1－13 河川敷の占用状況
資料 2－1 埼玉県国土利用計画における土地利用面積の推移

図表 1-1-10 埼玉県河川図



資料：河川砂防課 平成25年5月作成
平成29年8月追記

(5) 道 路

道路は、道路法上の道路のほか、農道及び森林管理道などがある。道路面積は、昭和60年には276km²（県土の約7.2%）であったが、道路の整備が進み、令和2年には約342km²（同約9%）に増加している。

埼玉県道路整備は、交通渋滞解消などを目的に昭和30年代から重点投資を行い、道路ネットワークを着実に充実させてきた。一方、橋梁などの膨大な道路ストックが今後、急速に老朽化し、一斉に大規模な修繕や更新の時期を迎える。また、少子高齢化による社会構造の変化や経済活動の広域化、国際化など、時代の潮流に的確に対応した道路整備が求められている。

【参考】資料1-5 道路法上の道路延長の推移

資料2-1 埼玉県国土利用計画における土地面積の推移

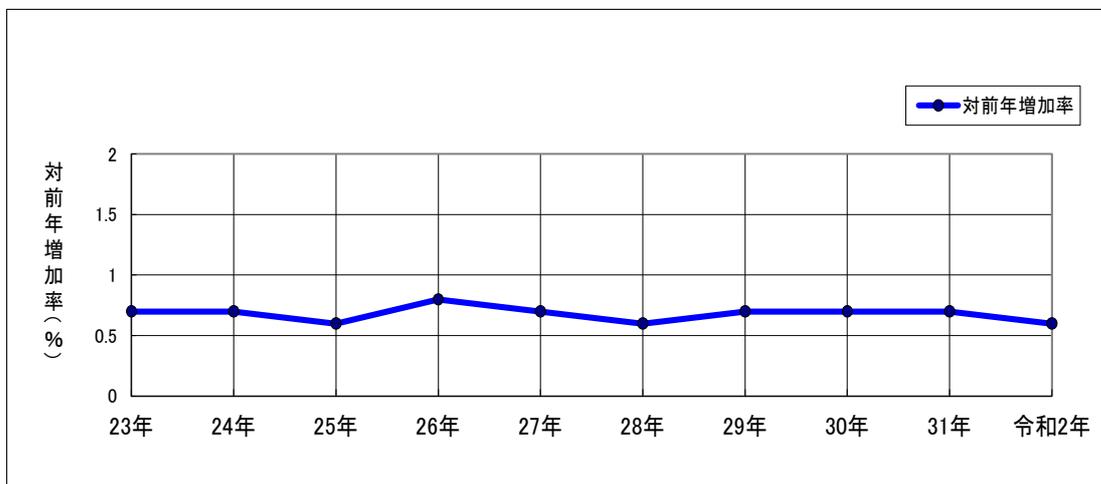
(6) 宅 地

ア 宅地面積の推移

「固定資産の価格等の概要調書」によると、宅地面積は、令和2年現在、県土の約20%に当たる78,982haである。伸び率は、毎年概ね1%弱で推移している(図表1-11)。

【参考】資料1-14 埼玉県の宅地総面積の推移

図表1-11 宅地面積の対前年増加率の推移



年 度	各年1月1日現在									
	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	令和2年
対前年増加率	0.7	0.7	0.6	0.8	0.7	0.6	0.7	0.7	0.7	0.6

資料：固定資産の価格等の概要調書（市町村課）

イ 開発許可動向

都市計画法に基づく開発許可申請の件数は、平成24年度から令和3年度までの10年間で合計約3万8千件であった。

【参考】資料1-15 開発許可申請件数の推移

ウ 宅地の利用区分の状況

本県の住宅地面積は、令和2年現在で約541km²あり、県土の約14%を占める。

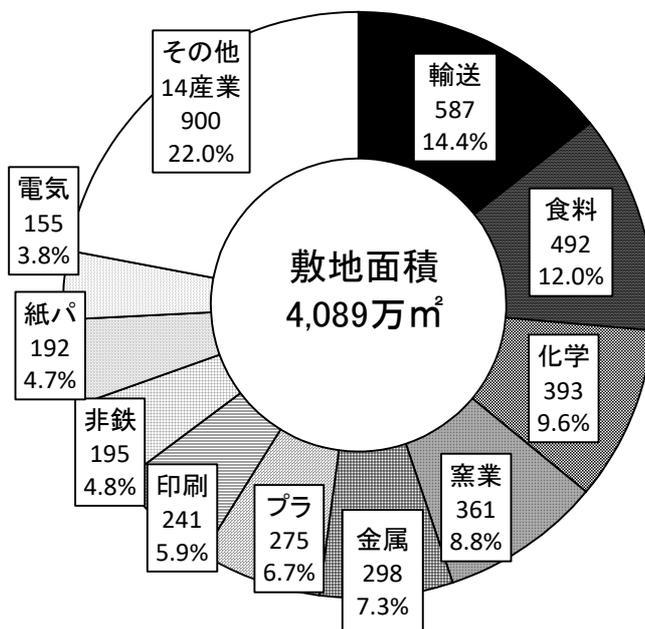
「建築統計年報」によると、本県の新設住宅着工戸数は年間6万戸から7万戸で推移していたが、平成21年に5万戸台に落ち込んだ。その後は6万戸前後で推移していたが、令和元年に約5万戸に落ち込み、令和2年は、48,039戸であった。

本県の工業用地面積は、「2020年工業統計調査」によると、従業者30人以上の事業所敷地面積で約41km²となっており、その内訳は、輸送用機器が14.4%と最も広く、食料品が12.0%、化学が9.6%と続いている(図表1-12)。

【参考】資料2-1 埼玉県国土利用計画における土地利用面積の推移

工業統計調査 (<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0206/a096/kougyou2020.html>)

図表1-12 敷地面積の産業分類別面積、構成比



資料：工業統計調査（2020年）（統計課）

注）従業者30人以上の事業所（単位：万m²）

また、「平成28年経済センサスー活動調査」によると、牛乳小売業（宅配専門）、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド及び新聞小売業（宅配専門）等の事業所を除く小売業の売場面積は約719万㎡となっている。

- 【参考】 資料1-16 住宅地面積の推移
資料1-17 着工新設住宅の動向
資料1-18 着工新設住宅利用関係別動向
資料1-19 事業所数及び敷地面積等の推移（製造業）
資料1-20 事業所数・従業者数（商業）
経済センサスー活動調査 (<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0206/a091/ec28.html>)

(7) 市街地

市街地（国勢調査でいう人口集中地区、D I D）は、令和2年国勢調査においては717.04km²であり、県土の18.9%を占める。市街地面積の広い市町村は県南地域に集中しており、40km²以上あるのが川口市、さいたま市の2市、30km²以上40km²未満が川越市、所沢市、越谷市の3市、20km²以上30km²未満が熊谷市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市の5市である。

- 【参考】 資料1-22 市町村別都市計画区域の指定状況及び人口集中地区(DID)面積

(8) その他

その他の土地利用としては、令和2年で533km²あり、鉄軌道用地、供給（上下水道）・処理施設（ゴミ処理場・火葬場等）用地、公園用地、基地用地等の公共施設用地、ゴルフ場用地、墓園用地等があげられる。

- 【参考】 資料1-21 ゴルフ場開設動向
資料2-1 埼玉県国土利用計画における土地利用面積の推移